

議案第113号

磐田市旧見付学校条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市旧見付学校条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するもの
とする。

令和7年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市旧見付学校条例の一部を改正する条例

磐田市旧見付学校条例（平成17年磐田市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条の表磐田市旧見付学校の項中「2452番地」を「2452番地1」に改める。

第3条第3号中「磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第3項及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会が規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後に市長が管理し、及び執行することとなるものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

磐田市旧見付学校条例新旧対照表

現行	改正案								
(名称及び位置) 第2条 旧見付学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 旧見付学校の名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">磐田市旧見付学校</td><td style="padding: 2px;"><u>磐田市見付2452番地</u></td></tr> </table>	名称	位置	磐田市旧見付学校	<u>磐田市見付2452番地</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">磐田市旧見付学校</td><td style="padding: 2px;"><u>磐田市見付2452番地 1</u></td></tr> </table>	名称	位置	磐田市旧見付学校	<u>磐田市見付2452番地 1</u>
名称	位置								
磐田市旧見付学校	<u>磐田市見付2452番地</u>								
名称	位置								
磐田市旧見付学校	<u>磐田市見付2452番地 1</u>								
(事業) 第3条 磐田市旧見付学校（以下「旧見付学校」という。）は、次に掲げる事業を行う。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に定めるものほか、 <u>磐田市教育委員会</u> （以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業	(事業) 第3条 磐田市旧見付学校（以下「旧見付学校」という。）は、次に掲げる事業を行う。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に定めるものほか、 <u>市長</u> _____が必要と認める事業								
(協議会) 第5条 略 2 略 3 協議会の委員は、次の者のうちから <u>教育委員会</u> が委嘱し、又は任命する。 (1)～(4) 略 4・5 略	(協議会) 第5条 略 2 略 3 協議会の委員は、次の者のうちから <u>市長</u> _____が委嘱し、又は任命する。 (1)～(4) 略 4・5 略								
(損害賠償の義務) 第6条 入館者は、旧見付学校の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について <u>教育委員会</u> の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、 <u>教育委員会</u> がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。	(損害賠償の義務) 第6条 入館者は、旧見付学校の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について <u>市長</u> _____の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、 <u>市長</u> _____がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。								
(委任)	(委任)								

現行	改正案
第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が規則で定める。	第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>市長</u> が別に_____定める。